

合理的配慮の提供事例報告書【小学校】

事例の概要

小学校の病弱学級に在籍する男児は、精神運動発達遅滞（新版K式発達検査2001 全領域245日 6歳0月時）であり、言葉や文字によるコミュニケーションをとることができない。また、症候性てんかんにより発作が頻発する。学校生活における合理的配慮は、本児の意思や体調を最優先とし、健康観察・送迎・食事等の介助・施設面の整備を行っている。

就学後は、意思表示や動作の基本的な技能の習得を目標に指導している。現在2年生であるが、身体の成長により、数十メートルの歩行が可能になったり、表情に笑顔が出たりすることが多くなった。

本児の将来を見据えた学習や生活指導を今後も継続する。

1 対象児童の障害種

病弱・身体虚弱

2 障害の程度

非該当(病弱)

※学校教育法施行令22条の3に該当か非該当か

3 在籍状況

小学校・特別支援学級

4 学年

小2

5 対象児童の実態

症候性てんかん・精神運動発達遅滞

検査結果等・新版K式発達検査2001(2016. 9. 27 6歳0ヶ月) 全領域 245日

療育手帳A、障害者手帳1級

障害の程度

・てんかんの発作がほぼ毎日ある。(昼間学校では、発作がない日もある。)

抗てんかん薬内服

・最重度発達遅滞で、肢体不自由、言葉や身振りによるコミュニケーションは困難である。

日常生活

・排泄や食事など日常生活のすべてに介助が必要である。

・気温の変化、薬の変更等で、体調や発作が左右されやすく、睡眠のリズムが不規則である。

学習状況

・自分の好きな物を選んだり、指差ししたりすることができる。

・いろいろな文具を使ってなぐり書きができる。

6 対象児童についての合意形成に至るまでの経緯

(1 誰からの申し出か 2 申し出の内容 3 連携、調整した関係機関 4 合意形成に至った結論)

本児は、保護者の要望により特別支援学校ではなく地元の小学校に就学した経緯がある。特に、同級生と同じ学校で過ごすことが本児の成長につながると判断されたことが大きな理由である。

保護者からは、友達と過ごす時間を確保してほしいと申し出があった。本児の場合は、体温調節が難しいこと、てんかんの発作が起こることがあるので、配慮をする必要がある。

交流学級において、本児及び児童が安心して過ごせるよう、医療面では主治医の見解を聞き取りにいたり、療育施設に相談したり、役場健康福祉部局の意見を聞き取りながら、交流が可能な時間や、校外学習の注意点など保護者と共通理解をしている。

7 基礎的環境整備の視点と概要

基礎⑤ 施設・設備の整備

本児は、体温調節が難しいため、特別支援教室にエアコンを設置した。
自立歩行が困難であること、てんかん発作による転倒があることから、教室内の棚などの角にクッションを張り付けている。
排泄は全介助が必要なので、身障者トイレに手すり、照明センサーを設置した。教室内にも手洗い場を設置した。

基礎⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配置

本病弱学級は、一人1学級であるが、てんかん発作がいつ起こるか分からないため、担任は常に側についておく必要がある。しかし、他の用事などで離れることがあるので、その間代わりに本児を見守るための介助員を配置している。

8 合理的配慮の観点と概要

合理①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

本児の学校における学習は、自立活動がメインであり、活動の中で意思表示や動作の基本的な技能を伸ばすために、以下の取り組みを行っている。

- ・歩行や階段の上り下りの練習をする。
- ・チャイムの音や給食の時間を意識するように言葉かけをする。
- ・一つ一つの動作をする前に体調や本児の気持ちにを確認し、それらに合わせることで安心して活動に取り組ませる。
- ・教員や児童とのふれあいの中で、コミュニケーションにつながるような視線や声、身体表現などで働きかけができるように支援や言葉かけをする。
- ・給食の食缶や冷蔵庫の中を触り、熱さや冷たさを感じさせ、表情や体を使った表現の練習をする。

合理①-2-3 心理面・健康面の配慮

本児は、保護者の送迎により登下校している。登校時は、保護者から体調について聞き取りを行い、その後、保健室で体温と血中酸素濃度を測定している。その日の体調に合わせて、授業を行っている。

てんかん発作について、薬の効き目が合わないときは不定期に発作が起こるため、転倒した際、頭を打たないように頭部に保護帽子をかぶせている。

9 成果と課題

<成果>

本児は、小学校に就学してから約2年が経つが、知能面・身体面ともに成長した。知能面では、乏しかった表情から、笑顔が多くみられるようになった。人と接することが好きで、毎日職員室へあいさつの練習に行っている。また、好きなものを選んだり、指さしたりすることができるようになった。身体面では、自立歩行が数十メートルできるようになったり、スライド式のドアを開けたりできるようになった。

<課題>

本児の将来を見据えて、発達段階に応じた学習ができるように、日ごろから療育施設や主治医と連携しておく必要があること、また、担任がPTなどの専門知識を向上させる必要があることである。